

## 奈良井 許可基準・修景基準・修理基準

項 目	許可基準	修景基準	修理基準
構 造	木造真壁	新築修景の場合は木造真壁出梁造り、その他は木造真壁	伝統的建造物については外観（これと密接な関連を有する内部を含む）に係る部分の特性を維持するため、原則として現状維持又は復原修理とする
階 高	二階以下	許可基準に同じ	
軒 高	町並周辺と調和する高さ	5.1m（17尺）以下 ※ただし書別項	
軒 の 出	建築物と調和する軒の出を有すること	1.2m以上	
屋根形式	切妻平入形式	許可基準に同じ	
屋根勾配	周辺と調和する勾配	3/10	
屋根葺材	鉄板葺（濃茶色）	長尺鉄板葺（濃茶色）	
雨 樋	色は茶系色	許可基準に同じ	
外 壁	周辺の景観と調和すること	土壁又は板壁	
戸 口	同上	大戸・格子戸等木製建具	
一階居室前面	同上。アルミサッシの場合は茶系色	外格子及び硝子戸・障子、藪、木製建具	
二階出梁部分		開放、手摺り付開放格子、格子戸	
二階居室前面		明障子、硝子戸・明障子	
色 彩	周辺の景観と調和すること	古色仕上げ	
前面の壁面線		隣接家屋と合わせること	

教育委員会が特に必要と認め、塩尻市伝統的建造物群保存地区保存審議会の承認を得られたものは、上記の基準にかかわらず、この限りでない。